

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年8月10日（木）

午後2時00分

場所 さいたま市立教育研究所

5階 第5研修室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第6号

美園地区新設小・中学校及び新設中等教育学校校名について[非公開案件]

3 議 事

議案第98号

平成30年度使用さいたま市立小学校用教科用図書（道徳科）の採択について

4 閉 会

議案第98号

平成30年度使用さいたま市立小学校用教科用図書（道徳科）の採択について

平成30年度使用さいたま市立小学校用教科用図書（道徳科）について、別紙を参考資料として採択する。

平成29年8月10日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

平成27年3月に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、小・中学校学習指導要領が一部改正され、小学校においては平成30年度から、道徳の時間を教育課程上、特別な教科である道徳として新たに位置付けることとなりました。

これに伴い、平成30年度からさいたま市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書について、小学校用教科書目録（平成30年度使用）に登載された教科用図書のうちから採択を行う必要があります。

また、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）

において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条 に規定する教科用図書については、この限りでない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。